

マイナンバーカードと保険証の一体化について

① 保険証廃止日（2024年12月2日）以降、保険証は新たに交付されません。

保険証廃止日以降に、資格取得（入社）、扶養、転籍の手続きをされた皆様には、原則としてマイナンバーカードを健康保険証として使用いただくこととなります。従来の保険証は交付されません。滅失（紛失）された場合も再交付されません。ただし、**廃止日前（2024年12月1日以前）に交付された保険証は、経過措置として2025年12月1日まで引き続き使用可能です。**

※注意※ 保険証廃止は、交付日ベースです。仮に12月1日以前に書類を提出されていても健保組合での確認（書類到着・受理）が12月2日以降となった場合は、保険証は交付されません。

例) 2024年12月1日に入社 →2024年12月2日に健保に届出予定→廃止日後なので交付なし
2024年11月25日にお子様が生まれた

→2024年11月29日に健保が受理した場合、廃止日前なので交付あり

2024年12月3日に健保が受理した場合、廃止日後なので交付なし

従来：被保険者証による資格確認



保険証廃止日以降：マイナ保険証による資格確認【原則】



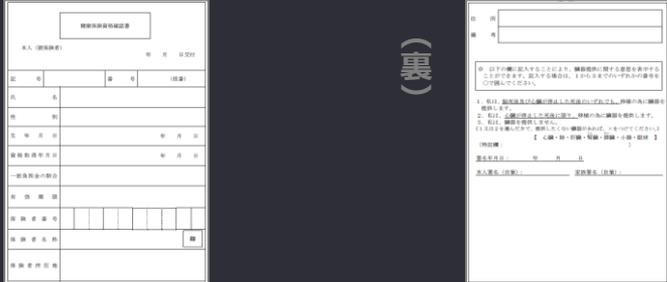
マイナ保険証とは・・

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードがマイナ保険証です。
令和6年12月2日以降は、保険証に代わる証となり、
加入者様にご用意いただくこととなります。

マイナンバーカードと保険証の一体化について

② マイナンバーカードを取得していない人／取得出来ない人はどうしたらよいの？

「資格確認書」を事業主経由で交付します。保険診療を受ける際に医療機関へご持参ください。「資格確認書」には有効期限があり、期限到達の都度、申請が必要です。詳細は決まり次第公告します。

	資格確認書
様式イメージ	
用途	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードを取得していない方、取得しているが健康保険証利用登録をしていない方等、マイナンバー連携による資格確認ができない方が保険診療を受けるために医療機関へ持参します。（ハガキサイズのを交付予定）
交付対象者	<ul style="list-style-type: none">・保険証交付済みの加入者様<ul style="list-style-type: none">・マイナンバー未連携の方、連携したが健保の方でデータの紐づけが出来ない方には、当組合が職権にて交付し、お送りします。・上記以外の方は、ご本人からの申請により交付されます。・保険証廃止以降に手続きされた加入者様<ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証を使用される皆様には、EYシステム登録後のデータ連携までの対応期間を見越し、組合が職権にて交付してお送りします。（有効期限1ヶ月。）・マイナ保険証を持っていない方／使用しない方は、本人の事前申請が必要です。申請により交付します。（有効期限1年間。事前申請の方法については検討中）

マイナンバーカードと保険証の一体化について

③ 保険証の記号と番号は使われなくなるの？

いいえ、マイナンバーカードにより連携される資格情報のデータには、保険診療に必要な健康保険の記号・番号が引き続き紐づけられています。今後、保険証の廃止に伴い記号・番号を知る手段がなくなりますので、「資格情報のお知らせ」を健康保険組合ページにて配信します。10月29日より各人マイページに掲示します。

	資格情報のお知らせ
様式イメージ	 <p>A 4型で配信します。</p> <p>下部を切り取って携帯できる様式とする予定です。</p>
用途	<ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関を受診する場合等、<u>マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と共に提示することで保険診療を受けられます。(資格情報のお知らせのみでは受診できません。)</u>・加入者の健康保険の記号・番号等を把握する場合に使用します。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none">・保険証交付済みの加入者様 マイナンバー連携が出来ていない方は、通知がありません。・保険証廃止以降に手続きされた加入者様 加入手続きが終わり次第、通知をアップロードします。

保険証等の交付に係る今後のスケジュール（概要）

	令和6年				令和7年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
保険証	保険者証交付期間 ▶ 令和6年12月1日までは、保険証を交付可能。				令和6年12月2日（保険証廃止日） 保険証廃止期間 / 経過措置期間			
	【12月1日以前に加入手続き等を行い、保険証が交付された方】 ・令和6年12月1日以前に交付した保険証は、令和7年12月1日まで使用可。				【12月2日以降に手続き等を行った方】 ・令和6年12月2日以降は、保険証を交付しません。 （令和6年12月2日以降の加入者は、原則マイナ保険証を利用）			
資格確認書					資格確認書交付期間			
					【12月1日以前に加入手続き等を行い、保険証が交付された方】 ・マイナ保険証による資格確認ができない方には、資格確認書を交付します。（申請による交付も予定。） 【12月2日以降に手続き等を行った方】 ・新規入社者、資格確認書の交付を希望する方に対して、資格確認書を交付します。			
資格情報のお知らせ					資格情報のお知らせ交付期間			
					【12月1日以前に加入手続き等を行い、保険証が交付された方】 ・令和6年10月以降、交付を予定。個人番号下4桁も併せて送付予定です。 【12月2日以降に手続き等を行った方】 ・新規加入時に加入者へ交付します。			